

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第8号

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 条例第3条の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第2号に該当するもの 別表第1に定める額

(2) 法第19条第1項第3号に該当するもの 別表第2に定める額

2 市長は、利用者負担額を決定したときは、保育所利用者負担額決定通知書(様式第1号)により、支給認定保護者に通知するものとする。

(利用者負担額の減免)

第3条 条例第5条の規定による利用者負担額の減免を申請しようとする者は、利用者負担額減免申請書(様式第2号)に減免申請の理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要と認める場合は、申請のあった日の属する月分から利用者負担額の減免を行うものとする。

3 市長は、第1項の申請に基づき、利用者負担額の減免の可否を決定したときは、利用者負担額減免決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

（延長保育料）

第4条 条例第6条の規則で定める延長保育料の額は、別表第3に定める額とする。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則の廃止）

2 亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則（平成17年亀山市規則第55号）は、廃止する。

（平成27年8月分までの利用者負担額の調整）

3 この規則の施行の際現に亀山市立保育所に入所している支給認定子どもの平成27年8月分までの利用者負担額については、第2条の規定にかかわらず、当該利用者負担額が前項の規定による廃止前の亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則第2条の規定による費用の額を超える場合は当該費用の額とする。

別表第1（第2条関係）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則（平26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育必要量の認定区分		
		保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税の母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯	0円	0円	
第3階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税のその他の世帯	1,700円	1,700円
第4階層		市町村民税均等割課税のみの世帯	7,700円	7,600円
第5階層		市町村民税所得割課税額 12,000円未満	9,600円	9,400円
第6階層		市町村民税所得割課税額 12,000円以上24,000円未満	12,500円	12,300円
第7階層		市町村民税所得割課税額 24,000円以上36,000円未満	14,300円	14,100円
第8階層		市町村民税所得割課税額 36,000円以上48,600円未満	16,200円	15,900円
第9階層		市町村民税所得割課税額 48,600円以上60,000円未満	18,400円	18,100円
第10階層		市町村民税所得割課税額 60,000円以上72,000円未満	20,600円	20,200円
第11階層		市町村民税所得割課税額 72,000円以上84,000円未満	22,200円	21,800円
第12階層		市町村民税所得割課税額 84,000円以上97,000円未満	23,700円	23,300円
第13階層		市町村民税所得割課税額 97,000円以上111,000円未満	25,200円	24,800円
第14階層		市町村民税所得割課税額 111,000円以上125,000円未満	26,600円	26,100円
第15階層		市町村民税所得割課税額 125,000円以上169,000円未満	27,500円	27,000円
第16階層		市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	28,500円	28,000円
第17階層		市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	29,000円	28,500円
第18階層		所得割課税額 397,000円以上	29,400円	28,900円

備考

- この表における「均等割」の額とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」の額とは同項第2号に規定する所得割（当該所得割を計算する場合においては、同項第8号に規定する扶養親族のうち、年齢16歳未満の者を同法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族とみなして同法の規定を適用する。また、同法第314条の7、同法附則第5条第3項及び第5

条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層以上と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除する。
 - (1) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (2) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 3 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第4階層と認定された世帯であっても、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。
- 4 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用している場合(特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)又は亀山市待機児童館に入所している場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額(備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の半額、3人目以降については無料とする。
- 5 支給認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は別表第2の規定を適用する。
- 6 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事(主食に限る。)の提供に係る負担金を含まない。

別表第2(第2条関係)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)		
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分		
		保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税の母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯	0円	0円	
第3階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	2,500円	2,500円	
第4階層		市町村民税均等割課税のみの世帯	9,100円	8,900円
第5階層		市町村民税所得割課税額 12,000円未満	11,000円	10,800円
第6階層		市町村民税所得割課税額 12,000円以上24,000円未満	14,500円	14,300円
第7階層		市町村民税所得割課税額 24,000円以上36,000円未満	16,600円	16,300円
第8階層		市町村民税所得割課税額 36,000円以上48,600円未満	18,800円	18,500円
第9階層		市町村民税所得割課税額 48,600円以上60,000円未満	21,200円	20,800円
第10階層		市町村民税所得割課税額 60,000円以上72,000円未満	23,700円	23,300円
第11階層		市町村民税所得割課税額 72,000円以上84,000円未満	26,300円	25,900円
第12階層		市町村民税所得割課税額 84,000円以上97,000円未満	28,900円	28,400円
第13階層		市町村民税所得割課税額 97,000円以上111,000円未満	31,500円	31,000円
第14階層		市町村民税所得割課税額 111,000円以上125,000円未満	34,100円	33,500円
第15階層		市町村民税所得割課税額 125,000円169,000円未満	36,900円	36,300円
第16階層		市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	37,600円	37,000円
第17階層		市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	38,300円	37,600円
第18階層		所得割課税額 397,000円以上	39,000円	38,300円

備考

- この表における「均等割」の額とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」の額とは同項第2号に規定する所得割(当該所得割を計算する場合には、同項第8号に規定する扶養親族のうち、年齢16歳未満の者を同法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族とみなして同法の規定を適用する。また、同法第314条の7、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層以上と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除する。

- (1) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (2) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 3 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第 4 階層と認定された世帯であっても、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。
- 4 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用している場合(特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)又は亀山市待機児童館に入所している場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に 2 人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額(備考 2 の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の半額、3 人目以降については無料とする。
- 5 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事(主食に限る。)の提供に係る負担金を含まない。

別表第3（第4条関係）

区分	延長保育料	
7時30分から 8時15分まで	1日あたり子ども1人につき200円	
16時15分から 18時30分まで	1日あたり子ども1人につき200円	
18時30分から 19時まで	別表第1又は別表第2の階層区分が第1階層から第4階層までに属する世帯	1月あたり子ども1人につき0円
	別表第1又は別表第2の階層区分が第5階層から第6階層までに属する世帯	1月あたり子ども1人につき1,000円
	別表第1又は別表第2の階層区分が第7階層から第11階層までに属する世帯	1月あたり子ども1人につき1,500円
	別表第1又は別表第2の階層区分が第12階層から第18階層までに属する世帯	1月あたり子ども1人につき2,500円
19時から 19時30分まで	別表第1又は別表第2の階層区分が第1階層から第4階層までに属する世帯	1月あたり子ども1人につき0円
	別表第1又は別表第2の階層区分が第5階層から第6階層までに属する世帯	1月あたり子ども1人につき2,000円
	別表第1又は別表第2の階層区分が第7階層から第11階層までに属する世帯	1月あたり子ども1人につき3,000円
	別表第1又は別表第2の階層区分が第12階層から第18階層までに属する世帯	1月あたり子ども1人につき5,000円

備考

- 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）又は亀山市待機児童館に入所している場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の延長保育料の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。
- この表の「7時30分から8時15分まで」及び「16時15分から18時30分まで」の区分の適用は、子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分が保育短時間である世帯のみとする。

様

亀山市長

印

保育所利用者負担額決定通知書

利用者負担額について、次のとおり決定しましたので通知します。

入所する小学校就学前 子どもの氏名及び生年 月日	年 月 日生
入所する保育所の名称 及び所在地	
利用者負担額	第 階層 月額 円

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀山市長に対して異議申立てをすることになります。また、この決定の取消しを求めたい場合は、この決定の翌日から起算して60日以内に、亀山市長に対して異議申立てをすることになります。この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀山市長に対して異議申立てをすることになります。また、この決定の取消しを求めたい場合は、この決定の翌日から起算して60日以内に、亀山市長に対して異議申立てをすることになります。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

亀山市長 様

住所
申請者 氏名 印
電話

保育所利用者負担額減免申請書

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則第3条第1項の規定により利用者負担額の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

小学校就学前子どもの氏名	
生年月日	年 月 日生
減額（免除）を受けようとする利用者負担額	第 階層 月額 円
減額（免除）を受けようとする理由	

（備考）

減額（免除）を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

亀山市長

印

保育所利用者負担額減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった利用者負担額の減額（免除）について、次のとおり決定したので通知します。

小学校就学前子どもの氏名			
生年月日		年 月 日生	
利用者負担額	減額（免除）前	第 階層 月額	円
	減額（免除）後	第 階層 月額	円
減額（免除）開始月		年 月分から	
備考		減額（免除）を受けた理由がなくなるときは、速やかに届け出ること。	